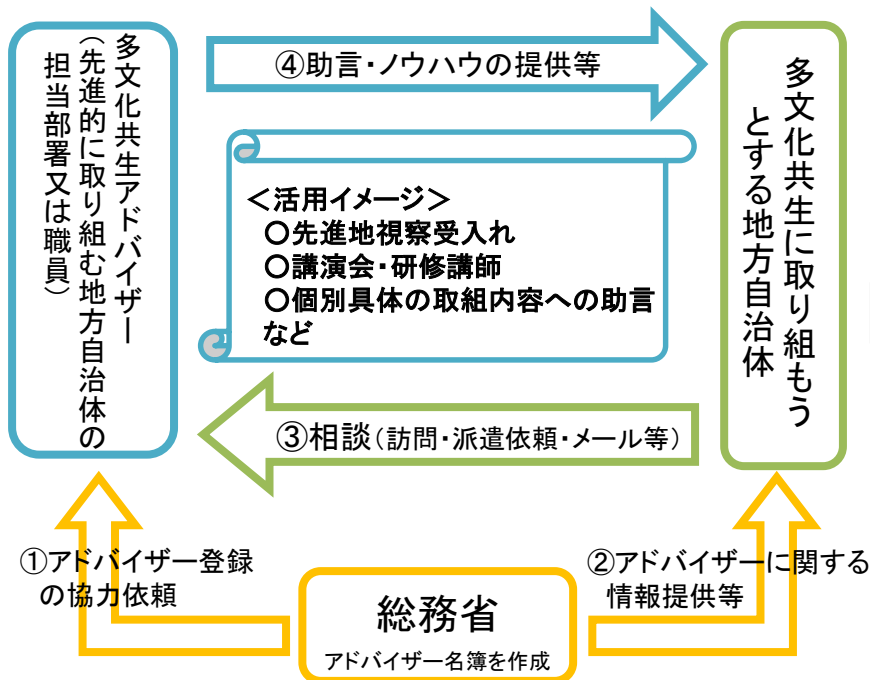


多文化共生アドバイザー制度について

- 多文化共生の取組に関する先進的な知見やノウハウを有する地方自治体の担当部署又は職員を、「多文化共生アドバイザー」として登録。
- 多文化共生に取り組もうとする地方自治体が、「多文化共生アドバイザー」を通して先進的な取組事例に基づく助言やノウハウの提供等を受けることが可能となる。

活用の流れ(イメージ)



- 1 総務省は、多文化共生アドバイザーとなる地方自治体の担当部署又は職員を一覧としたアドバイザー名簿を作成し、アドバイザーに関する情報提供等を実施
- 2 アドバイザーの活用を希望する地方自治体は、アドバイザー名簿を参考に、直接アドバイザーに相談(アドバイザーの活用に当たり、必要に応じ、総務省へ相談)

期待されるアドバイザーの取組の例

- ・地域における情報の多言語化
市政情報の多言語化の実施 多言語案内表示板の設置
- ・医療・保健・福祉に関する支援
医療通訳派遣事業の実施
- ・防災に関する支援
災害時における多言語支援訓練の実施 防災ガイドの作成
- ・外国人住民の自立と社会参画
外国人市民会議の実施

※多文化共生アドバイザー制度の活用にあつては経費について特別交付税措置(市町村分)

- 市町村の多文化共生アドバイザーの活用にあつては以下の経費が**特別交付税措置対象**
①多文化共生アドバイザーの受入れに係る旅費・謝金、②講演会や研修の開催等に係る車両・会場借上費、印刷製本費、消耗品費、
③多文化共生アドバイザーへの訪問に係る旅費、④その他、多文化共生アドバイザーの活用にあつては経費